

旧北上川 堤防一体空間 施設使用者募集要項

～ 飲食店・売店・オープンテラス等の営業活動を行う事業者等を募集 ～



令和元年8月

石巻市

《目次》

- 1 趣旨
- 2 目的
- 3 実施場所と立地の概要
- 4 募集内容
- 5 募集条件
- 6 施設使用者の経費負担
- 7 募集方法
- 8 審査について
- 9 募集・選定に関する留意事項
- 10 協議・調整
- 11 使用契約の締結
- 12 営業開始予定
- 13 その他
- 14 問い合わせ先

1 趣旨

石巻市は、古くから川湊（かわみなと）として、旧北上川を中心に栄えてきました。しかし、平成 23 年 3 月の東日本大震災で壊滅的な被害を受け、市街地を津波・高潮・洪水の被害から守るため、行政では平成 25 年より「旧北上川河口かわまちづくり」として、旧北上川の堤防整備と合わせて、人々の集いの場、憩いの場となる水辺空間の整備を図ることを目的に整備を進めています。

このような中、河川敷地を占有する場合のルール「河川敷地占有許可準則」（以下「準則」という。）が平成 23 年 3 月に改正され、協議会などの枠組みの中で民間事業者等も河川敷地を利用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能になりました（「河川区域のオープン化」という。）。

これを受け、石巻市と旧北上川を管理する東北地方整備局北上川下流河川事務所では、堤防一体空間を使った中心市街地活性化の取組みとして、イベントや地場製品の提供などの、活性化に向けた取組みを官民協働で検討（勉強会や検討会など）を始めました。平成 29 年 11 月に始まった勉強会は、その後平成 30 年 6 月まで計 4 回行われ、11 月に検討会へ形を変えた後、12 月には「旧北上川堤防利活用協議会」（以下、「協議会」という。）の発足と共に、第 1 回会議が開催されました。

協議会では、準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を目指し、新しく創出される水辺空間を活用し、日常的な賑わいと憩いの場所として一層活用していくための社会実験を令和元年 8 月より開始しており、石巻市中央地区の水辺空間で、飲食店や売店、オープンカフェなどの営業活動やイベント開催等を行う事業者（以下「施設使用者」という。）を追加募集します。

2 目的

石巻市の指定する区域において、飲食店や売店、オープンカフェなどの営業活動やイベント開催などを行うことで、人々の日常的な堤防空間の利用を促進し、まちなかを訪れる来街者の誘致の拠点とするとともに、回遊性の向上と地域の活性化に資することを目的とします。

3 実施場所と立地の概要

(1) 実施場所

宮城県石巻市中央二丁目 1 1 番地先

(2) 位置図・付近見取図等別図

別図 1 「位置図」参照

別図 2 「付近見取図」参照

別図 3 「施設使用可能区域図」参照

4 募集内容

- (1) 募集施設使用者： 石巻市の指定する区域（別図3「施設使用可能区域図」の区域）において、飲食や売店、オープンカフェ等の営業活動やイベント等を行うもの（※キッチンカー・テント・屋台等の工事を伴わないもの）
- (2) 選定数：5事業者（選定時に区画等の調整を行う予定）
- (3) 事業内容：水辺空間を訪れる人が日常的に憩い、くつろぐことができるよう、飲食店や売店、オープンカフェ等の営業活動やイベントの開催等を行う。

5 募集条件

- (1) 石巻市が関係するイベント等に使用しない期間及び土地
施設使用者の区域の使用は、石巻市が関係するイベント等がない期間に限る。ただし、イベント主催者との合意の下であれば営業可能とし、最終的には「都市・地域再生等利用区域の指定」を目指し社会実験を行うことから、石巻市・協議会等による検証（利用者数の把握等）作業への協力を行うこと。
- (2) 使用形態
 - ① 飲食店、売店、オープンカフェ等のイス・テーブル等の占用
 - ② イベント施設及びイベント施設と一体をなす照明・音響施設等の占用
- (3) 使用面積
 - ① 使用可能な土地 合計 152 m²（別図3「施設使用可能区域図」参照）
 - ② 使用を希望する施設使用者は、利用区域内での使用計画を立案し、希望する場所、その使用する面積を積算して申請すること。面積の申請にあたっては、以下の面積内訳を明記すること。
 - ・「工作物の敷地の用に供する土地」＝設置物を伴う利用面積（m²）
 - ・「河川敷地を現状のまま使用する土地」＝設置物を伴わない利用面積（m²）（※土地境界にかかる場合は河川区域内の面積を明記すること。）
 - ③原則として区画単位での使用とする。
石巻市は施設使用者の選定後、提出された計画に基づき、希望する場所の重複など、必要があると認める場合、ヒアリング等により調整し、場所や使用面積の変更を行う。
- (4) 使用期間
使用契約締結日以降から令和2年3月31日までの必要な期間。ただし、期間が複数月に及ぶ場合は、一月につき10日以上営業すること。また、使用期間中は転貸しないこと。
- (5) 営業時間
季節や天候により営業条件が異なるため、施設使用者において判断すること。ただし、近隣住宅へ配慮した営業時間・形態とすること。

(6) 原状回復義務・補償

施設使用者は、使用契約期間満了、施設使用取消し又は施設使用者の都合により退去する場合、自己の負担で原状回復の上返還すること。

(7) 使用区域の清掃

施設使用者は、周辺環境に配慮し、使用区域周辺にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。清掃の範囲は、各施設使用者が使用を認められた区域内だけではなく、使用区域周辺とする。

(8) 環境への配慮と公共空間の適正管理、回遊性の確保

① 騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮し、公共空間としての適正な管理に努めるものとする。

② 周辺の観光案内やイベント案内を行い、地域への回遊性を促すこと。

(9) 苦情への対応

苦情には適切かつ真摯に対応するとともに、対応記録を作成し、石巻市建設部河川港湾課に提出すること。

(10) 法令等の遵守・手続き・適用

① 運営、維持管理に当たっては、法令等（河川法、消防法、食品衛生法等）を遵守すること。

② 河川管理者からの占用許可に基づく「許可条件」の内容を遵守すること。

(11) 利用促進

施設使用者は、飲食店、売店、オープンカフェ等の利用促進が図られるよう、情報発信に積極的に努めること。

(12) 利用者の安全確保

水難事故や利用区域内の事故等が発生しないように注意喚起や避難指示を適時・的確に行うなど、利用客・観光客の安全確保に万全を期すこと。特に、緊急時（津波・高潮等）は、一時的に営業を中止するなど安全対策に努め、避難場所へ避難・誘導を行うこと。

(13) 第三者に対する事故等の対応

自己の営業に起因し又はこれに関連して生じた第三者からの苦情及び第三者との間に事故等が生じた場合で、営業に支障を来たし又は来たす恐れがあるときは、速やかに石巻市に報告するとともに、責任を持って解決すること。

(14) 損害賠償等保険への加入

事業運営にあたっては、利用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。なお、保険加入後、保険証書の写しを石巻市に提出すること。

6 施設使用者の経費負担

施設使用者は、以下に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 営業準備に関する費用・運営費・維持管理費（備品購入、人件費、材料費、光熱費、情報発信費等）・損害賠償等保険料
- (2) 前項の(7)及び(8)に掲げる清掃・環境対策に関する費用
- (3) 緊急時（増水等）や、石巻市が関係するイベント等実施時における工作物等の移動に係る費用
- (4) 原状回復費用
- (5) 施設使用者間の取決めなどで生じる維持管理費用

7 募集方法

(1) スケジュール

募集要項の公表	令和元年8月7日（水）
質問書受付	令和元年8月7日（水）～ 令和元年8月20日（火）
説明会	令和元年8月22日（木）
質問書回答	令和元年8月23日（金）
応募書類受付	令和元年8月9日（金）～ 令和元年8月30日（金）
審査結果通知	令和元年9月上旬
協議・調整	令和元年9月中旬
使用契約締結	令和元年9月中旬

(2) 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、十分な経営力及び信用を有する石巻市内に法人登記している法人または支店を有する法人（以下「法人」という。）、開業届出をしている個人事業主とする。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとする。なお、応募以降、審査終了までに該当した場合は、応募資格を失うものとする。応募資格の基準日は、「参加申請書」の申請日とする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」という
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 社会通念上不適当あるいは違法なものを販売する者

(3) 応募方法

受付期間内（令和元年 8 月 9 日（金）～令和元年 8 月 30 日（金））に(5)の応募書類を全て整えて 1 4 の問い合わせ先へ持参すること（土日祝日を除く午前 9 時～12 時、午後 1 時～午後 5 時の間）。郵送、宅配便等での提出は不可。

(4) 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を 1 4 の問い合わせ先に送付（FAX・E-mail）すること。

（質問書受付期間：令和元年 8 月 7 日（水）～令和元年 8 月 20 日（火）午後 5 時必着）

質問者に対する回答は、令和元年 8 月 23 日（金）午後 5 時までに、FAX・E-mail により行う。なお、質問書及び回答はホームページにより公開する。回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとする。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとする。

(5) 応募書類

- ① 参加申請書（様式 1 号）
- ② 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び名簿（役員等一覧表を含む）（様式 2 号）
- ③ 平成 30 年度の納税証明書（住所（所在地）を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書）
※法人の場合、法人及び代表権を持つ役員全員の証明書
- ④ 施設使用企画提案書（様式 3 号）
- ⑤ 定款（写し可）※個人事業主の場合においては提出不要 各 1 部

(6) 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成すること。

- ① 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ④ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しない。また、提出された応募書類は一切返却しない。

8 審査について

(1) 審査方法

応募者の中から審査基準に基づき、応募書類やヒアリング等により、協議会の意見聴取の上、施設使用者の候補者（以下「候補者」という。）を決定する。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 審査基準

① 企画提案内容の妥当性・具体性

- ・堤防空間周辺の魅力向上に向けた方策
- ・安全性の確保・使用区画等の維持管理
- ・他の施設使用者・周辺施設・地域との連携

② 企画提案内容の実現性

- ・試用期間内の営業計画・運営形態の概要
- ・収支計画

③ 既存施設（コンセプト）との整合性

- ・「いしのまき地区かわまちづくり」における中央地区の施設コンセプトとの整合性

(3) 候補者の決定時期及び審査結果の公表

① 候補者の決定は、9月上旬を予定する。

② 個別の審査結果は、各応募者に通知する。また、候補者として決定した者については、その名称等を公表する。

③ なお、審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問い合わせには一切応じない。

④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合がある。

9 募集・選定に関する留意事項

(1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとする。

(2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがある。

① 応募書類に虚偽の記載があった場合

② 応募資格を満たしていないことが判明した場合

③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

1 0 協議・調整

使用する場所や期間について、必要があると認める場合、協議会がヒアリング等を実施し、協議・調整を行う。調整にあたっては、長期間の使用や使用面積の広い事業を行う候補者を、優先的に取り扱う。

1 1 使用契約の締結

候補者は、施設の使用及び運営に関して、石巻市と本要項及び提案内容に基づく使用契約書を締結すること。

1 2 営業開始予定

候補者は、営業開始に向け、使用契約を締結したのち、開業準備を行うものとする。

1 3 その他

今年度の使用は無料とするが、次年度以降施設維持費等にあてる費用として料金を徴収することとなる。

1 4 問い合わせ先

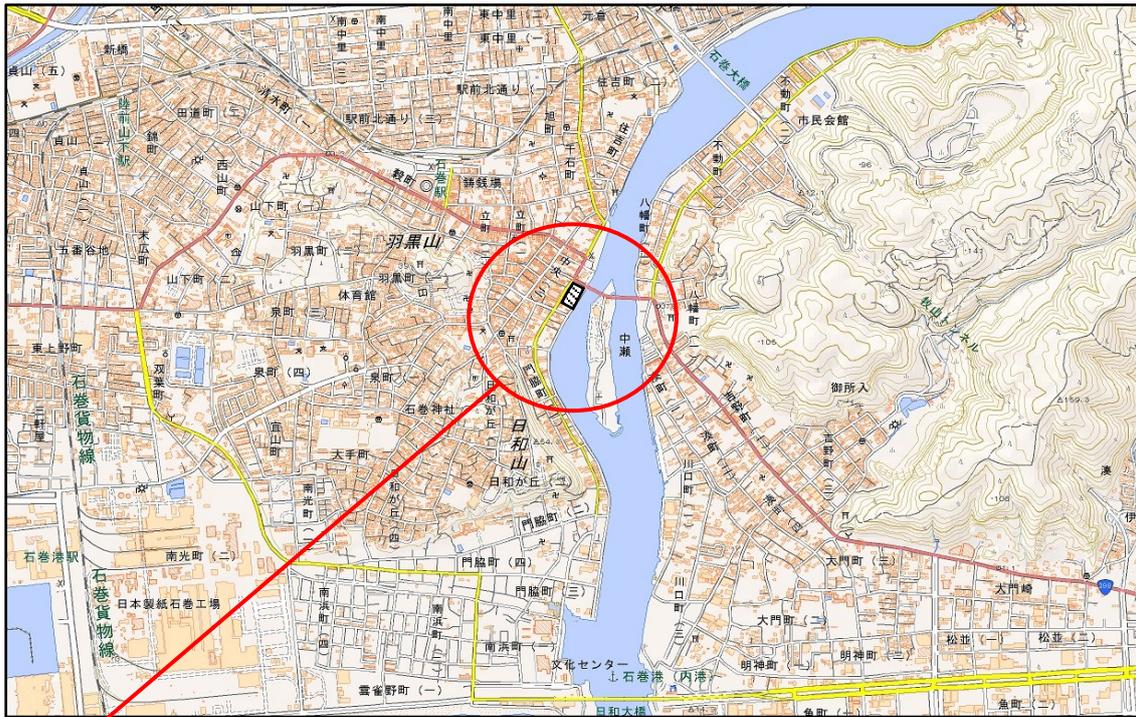
○石巻市建設部河川港湾課

所在地：〒986-8501 石巻市穀町 14 番 1 号

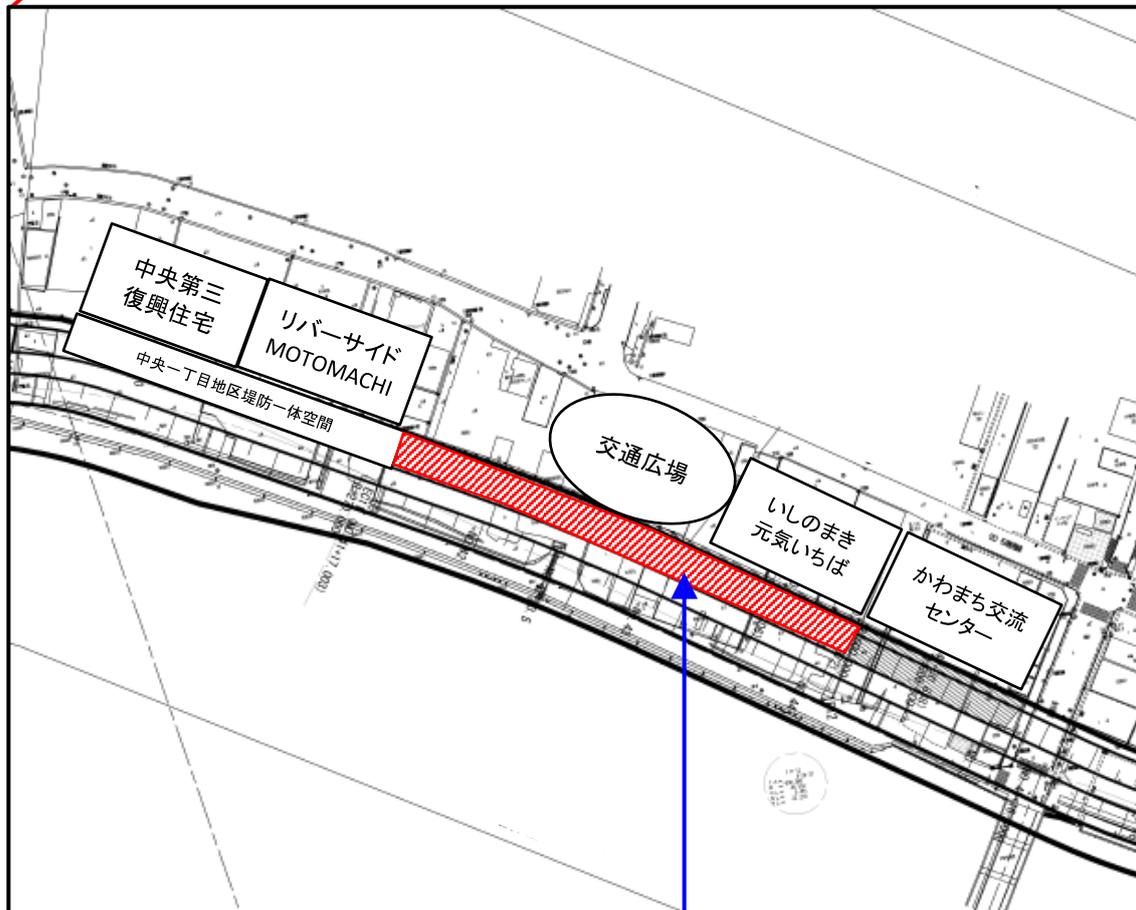
電 話：0225-95-1111（内線 5608,5628）

FAX：0225-23-4345

E-mail：isharbor@city.ishinomaki.lg.jp



別図1 位置図

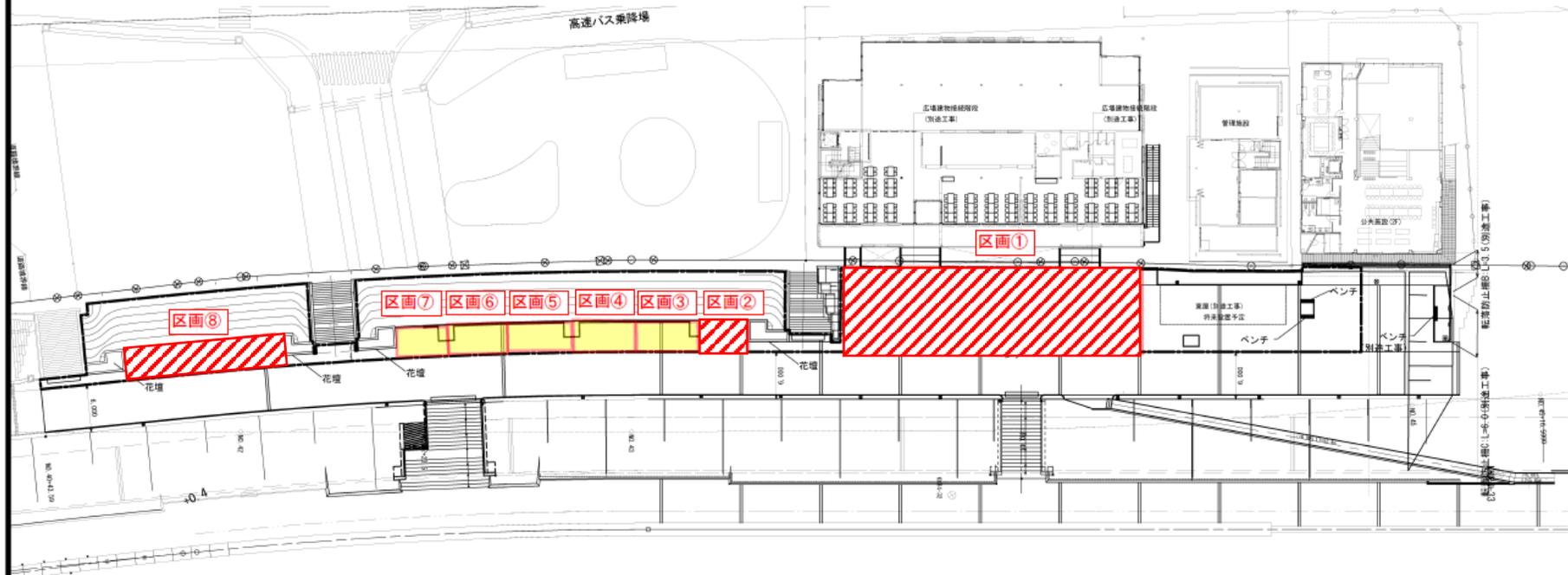


募集場所：石巻市中央二丁目地内

別図2 付近見取図

施設使用可能区域図

別図3



各区画のおよその広さ

- ~~区画①~~ : ~~40m×10m=400㎡~~
- ~~区画⑦~~ : ~~6m×4m=24㎡ (2区画)~~
- ~~区画③～⑥~~ : ~~8m×4m=32㎡ (4区画)~~
- ~~区画⑧~~ : ~~20m×4m=80㎡~~

: 区画①～②、⑧は施設使用者決定済み

: 区画③～⑦が施設可能区画

S=1:250 (1:500)
0 5 10 20(m)

平成 30 年度	
施工箇所	宮城県石巻市中央二丁目 地内
工事名	
図名	
縮尺	S=1:250
作成年月	平成 年 月 日
石巻市	

(様式1号)

令和 年 月 日

石巻市長 亀山 紘 様

住所（法人，団体にあつては所在地）

氏名（法人，団体にあつては名称及び代表者の氏名）

⑩

旧北上川堤防一体空間施設使用参加申請書

旧北上川堤防一体空間施設使用者募集要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

2 占用施設の面積

(1) 工作物の敷地の用に供する土地	m ²			
(2) 河川敷地を現状のまま使用する土地	m ²	合計		m ²
(3) 希望する区画	第1希望	区画	(一部 ・ 全部)	
	第2希望	区画	(一部 ・ 全部)	
	第3希望	区画	(一部 ・ 全部)	

3 使用期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（使用日数 日）

※期間が一月以上の場合は日数の記入は不要

4 提出書類（各1部）

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び名簿（役員等一覧表を含む）（様式2号）

納税証明書（住所（所在地）を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書）

施設使用企画提案書（様式3号）

定款（写し可）※個人事業主の場合においては提出不要

5 連絡先

担当者氏名（ふりがな） _____ (_____)

電 話： _____

FAX : _____

E-mail : _____

(様式1号) 記入例

令和元年 8月21日

石巻市長 亀山 紘 様

住所 石巻市穀町14番1号

氏名 株式会社 ○○○○

代表取締役 石巻 太郎 ㊟

旧北上川堤防一体空間施設使用参加申請書

旧北上川堤防一体空間施設使用者募集要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

キッチンカーを用いて石巻焼きそばや牛串、その他ホットスナックの販売を行う。

2 占用施設の面積

(1) 工作物の敷地の用に供する土地	m ²		
(2) 河川敷地を現状のまま使用する土地	28 m ²	合計	28 m ²
(3) 希望する区画	第1希望	区画 ③	(一部・全部)
	第2希望	区画 ④	(一部・全部)
	第3希望	区画 ⑤	(一部・全部)

3 使用期間

令和元年9月21日 ~ 令和2年3月31日

※期間が一月以上の場合は日数の記入は不要

4 提出書類 (各1部)

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び名簿 (役員等一覧表を含む) (様式2号)

納税証明書 (住所 (所在地) を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書)

施設使用企画提案書 (様式3号)

定款 (写し可) ※個人事業主の場合においては提出不要

5 連絡先

担当者氏名 (ふりがな) 石巻 一郎 (いしのまき いちろう)

電話 : 0225-95-1111

FAX : 0225-23-4345

E-mail : isharbor@city.ishinomaki.lg.jp

(様式 2 号)

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、旧北上川堤防一体空間設使用者募集要項の規定に基づく参加申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（石巻市暴力団排除条例（平成 24 年石巻市条例第 42 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（石巻市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

- 2 石巻市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、宮城県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

石巻市長 亀山 紘 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕
(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

(暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- 1 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- 2 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- 3 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- 4 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- 5 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名： _____

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日		性別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	石巻 太郎	イシノマキ タロウ	T S H	1年 1月 1日	Ⓞ男 ・ 女	石巻市〇〇1丁目1番1号
			T S H	年 月 日	男 ・ 女	
			T S H	年 月 日	男 ・ 女	
			T S H	年 月 日	男 ・ 女	
			T S H	年 月 日	男 ・ 女	
			T S H	年 月 日	男 ・ 女	
			T S H	年 月 日	男 ・ 女	
			T S H	年 月 日	男 ・ 女	
			T S H	年 月 日	男 ・ 女	
			T S H	年 月 日	男 ・ 女	

※上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、石巻市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

※提出後、必要に応じて追記等を求める場合があります。

(様式3号)

施設使用企画提案書

1 屋号 (商号・名称)
2 企画概要 (事業内容、出店希望理由、出店期間、使用面積、希望する場所等)
3 区域使用形態図
4 緊急時 (出水、地震、台風等) の対応方針及びその体制

5 企画提案内容の妥当性・具体性、実現性、既存施設（コンセプト）との整合性等

6 その他提案（その他、特にアピールしたい事項等あれば記載してください）

※必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

(様式3号) 記入例

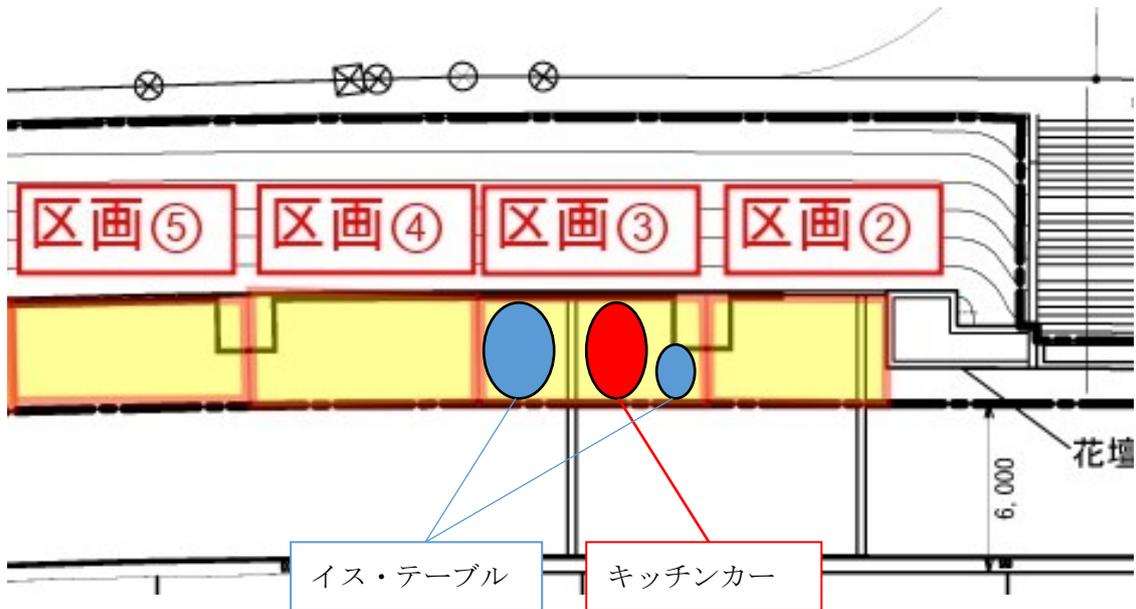
施設使用企画提案書

1 屋号（商号・名称）
いしのまき焼きそば 焼きちゃん
2 企画概要（事業内容、出店希望理由、出店期間、使用面積、希望する場所等）
<p>【事業概要】 キッチンカーを用いて石巻焼きそば、牛串、その他ホットスナックの販売を行う。</p> <p>【出店希望理由】 中心市街地の目玉である河川空間で、地元住民や観光客に石巻の特産品を販売することで石巻の魅力をアピールし、滞在時間の増加、再訪を期待できると考えるため。</p> <p>【設置期間】 令和元年9月21日～令和2年3月31日（使用不可期間を除く）</p> <p>【使用面積・希望する場所】 28㎡ 区画③の全部</p>
3 区域使用形態図
別添 平面図面のとおり。
4 緊急時（出水、地震、台風等）の対応方針及びその体制
別添 緊急時の体制のとおり。

5 企画提案内容の妥当性・具体性、実現性、既存施設（コンセプト）との整合性等
<p>【堤防空間周辺の魅力向上に向けた方策】</p> <p>【他の施設利用者・周辺施設・地域との連携】</p> <p>周辺の施設使用者と共同で店舗の周知チラシを作成し周辺地域へ配布する。また、店独自の SNS アカウントで、空間全体を含めた PR を行う。</p> <p>イス・テーブルは商品をお買い上げいただいたお客様以外の、堤防を散歩等で利用している方にも利用していただけるようにする。</p> <p>【安全性の確保・使用区画の維持管理】</p> <p>堤防上は日常的な強風が予想されるため、イス・テーブル・のぼり等は合わせて重りを設置し、吹き飛ばないように対策を行う。</p> <p>営業期間は、営業開始前・終了後に清掃を行い、環境整備に努める。</p> <p>【営業体制】</p> <p>基本的にキッチンカーには 1 人が付き、飲食物の販売を行う。従業員が一時的に離れる際は、キッチンカーの戸締りを行う。</p> <p>【収支計画】</p> <p>営業期間の収入見込み ○○円</p> <p>内訳：</p> <p>営業期間の支出見込み ○○円</p> <p>内訳：</p> <p>【既存施設（コンセプト）との整合性】</p> <p>利用区画から川側に背の低い照明が設置されており、落ち着いた雰囲気 of 整備コンセプトになっている。キッチンカーの背後には植栽もあるため、虫対策も兼ね、夕方にかけてはテーブルに虫除けのアロマキャンドルを設置する。</p>
6 その他提案（その他、特にアピールしたい事項等あれば記載してください）

※必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

○区域使用形態図



○緊急時の体制

【安全対策】

※適宜、従業員による見回り・点検等を行い、危険な行為や箇所が確認されていた場合は、適切な処置を講ずる。

【環境対策】

※清掃に務め、発生するごみ等は収集し、処分する。

【緊急連絡体制】

